



暮らしの安全知っ得情報

ストーブは正しく使用しましょう

寒い季節に活躍するストーブ。最近では、器具そのものの安全性は高まっていますが、使う人が取り扱い方法を誤ったり、注意事項を守らなかったりしたため、火災が多く発生しています。市内でも、過去5年間で10件のストーブ火災が発生しました。火災を防ぐため、次の点に注意して使用しましょう。



ストーブ火災防止のための注意点

- 使用前には必ず点検整備をする
 - 布団、カーテンの近くでは使用しない
 - 新聞、雑誌などの可燃物を近くに置かない
 - 洗濯物を乾かすなど乾燥機代わりにしない
 - 外出・就寝・給油するときは消火する
 - 給油中に、灯油がこぼれたり、あふれたりしたときは、よく拭き取りしばらくしてから点火する
 - カートリッジタンクのキャップは、確実に閉めたことを確認してから持ち運ぶ
 - 近くでスプレー・シンナーなど引火性のものを使用したり、置いたりしない
 - 収納するときは、灯油を抜き、電池を外す
 - 倉庫などにガソリンと灯油を置く場合は、判別しやすいようにする
- また、いざという時のために消火器なども備えておきましょう。

※くわしくは予防課(☎20-1591)へ。



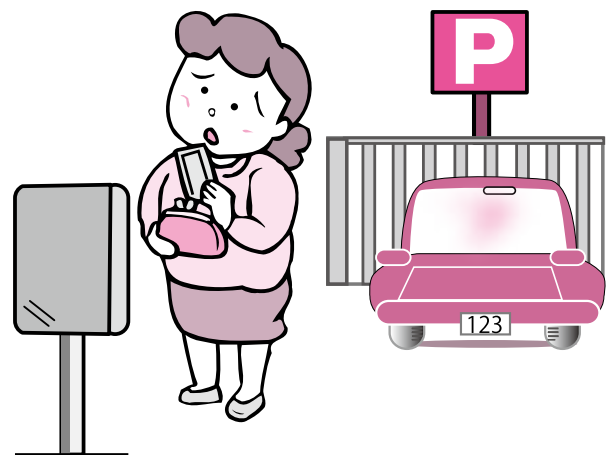
消費生活相談Q&A

コインパーキングの利用条件にご注意を

Q 「1日最大900円」と表示されているコインパーキングに、3日間駐車しました。料金は2,700円と思っていたのに、1万円以上請求されました。おかしいと思いましたが、出庫できないので、仕方なく支払いました。管理業者に問い合わせして、返金してもらえるでしょうか。

A 利用者は「1日900円だから、3日間駐車すると3倍にした金額になる」と考えることが多いようですが、看板には「1日最大〇〇円」と共に「1日限り」「1時間当たり△△円」という表示がある場合がほとんどです。この場合、「1日最大〇〇円」は駐車後1日間のみ適用される料金であって、1日を過ぎると「1時間当たり△△円」という料金体系が適用され、表示された料金を支払うことになります。このように「1日最大〇〇円」「24時間最大〇〇円」などと表示されたコインパーキングに数日間駐車したら、想定以上の料金を請求されたという事例が多くあります。コインパーキングによって利用条件が違いますの

で、料金表示はしっかり確認しておきましょう。また、年末年始や周辺でのイベント開催などさまざまな要因で料金や利用条件が変わることもあるので注意しましょう。



※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。



ジェネリック医薬品

切り替えて医療費を軽減

ジェネリック医薬品は、新薬の特許が切れた後に、新薬と同じ有効成分で作られた薬です。ジェネリック医薬品を使用することによって、一人一人の自己負担額が軽減されます。特徴やメリットを理解して使ってみませんか。

ジェネリック医薬品とは

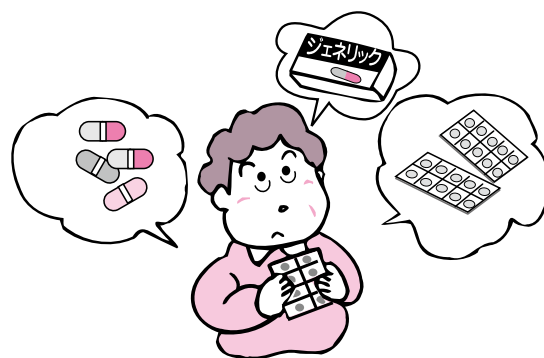
新薬の特許期間が過ぎた後に販売される、新薬と同じ有効成分、同等の効能・効果を持った薬です。

ジェネリック医薬品の開発では、医薬品メーカーがさまざまな試験を行っています。効き目や安全性が新薬と同等であると証明されたものだけが、厚生労働大臣によって、ジェネリック医薬品として承認されます。

どんなメリットがあるの

新薬の開発には、長い歳月と数百億円以上の費用が必要で、薬の価格にはその莫大^{ばくたい}な開発費用が反映されています。

ジェネリック医薬品は、すでに有効性や安全性が確認されていることから、開発費用が安く抑えられます。そのため、価格が新薬と比べて3～5割程度安く、ジェネリック医薬品に切り替えることで自己負担額を減らせます。



ただし、全ての病気・新薬に対してジェネリック医薬品があるわけではないため、切り替えできない場合もあります。まずは医師または薬剤師に相談してください。

ジェネリック医薬品に関する差額通知

市では「ジェネリック医薬品(後発医薬品)」に関する差額通知を12月下旬にはがきで送付します。この通知は、現在処方を受けている薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、自己負担額がどれくらい安くなるかをお知らせするものです。通知の対象は25歳以上の国民健康保険加入者で、自己負担額が一定額以上軽減できると見込まれる人です。

通知を希望しない人は、12月9日(金)までに保険年金課へ連絡してください。すでに連絡している人は必要ありません。

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。



国民年金のサポート

老後だけではありません

障がいを負ったときや一家の支え手が亡くなったときも、年金を受給できる場合があります。今回は障害年金についてお知らせします。

障害基礎年金は、国民年金加入中(加入していた人は60～64歳の期間も含む)に初診日がある病気やけがで一定の障がいを負った人に支給されます。請求は、初診日から原則1年6カ月以降(1年6カ月後が20歳未満のときは20歳以降)にできます。



障害基礎年金を受給するには、障がいの状態が基準以上であり、次の保険料の納付に関する条件のいずれかを満たす必要があります。

保険料納付条件

- 初診日の前々月までの被保険者期間のうち、納付期間や免除・猶予期間などが3分の2以上あること
- 初診日に65歳未満の人は、初診日の前々月までの直近1年間に未納がないこと

初診日が厚生年金加入中であるときは障害厚生年金の対象になります。

問い合わせ先

国民年金加入中	第1号	保険年金課 ☎20-1547
	第3号	ねんきんダイヤル(全国共通) ☎0570-05-1165
厚生年金加入中		ねんきんダイヤル(全国共通) ☎0570-05-1165

※くわしくは保険年金課(☎20-1547)へ。